

# マイナンバー制度対応の 情報漏えい対策はお済ですか？

2016年1月より「マイナンバー(個人番号)制度」の運用がはじまりました。御社の従業員とその家族のマイナンバーを預かり、人事給与業務などで取り扱う必要があります。

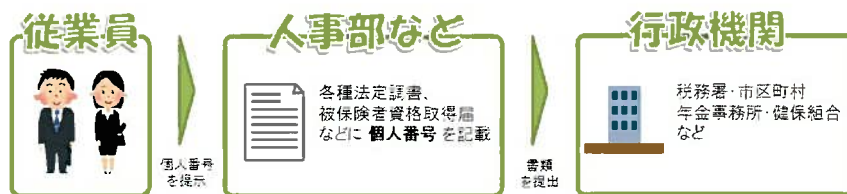
## 個人番号カードイメージ

12ケタの個人番号が付与されます。



## 業務での個人番号の利用イメージ

会社で従業員の個人番号を預かり給与所得の源泉徴収票へ記載のうえ、行政機関へ提出する など。



マイナンバー単体のほか、マイナンバーをその内容に含む個人情報は、マイナンバー法により特定個人情報として、個人情報保護法よりも一段高い保護措置が定められています。

## 悪質な漏えい事件の罰則

漏えいした従業員個人に例えば

**4年以下の懲役・200万円以下の罰金** が科されます！

(会社側にも罰金刑が科される場合があります。)

社会的信用失墜により、  
ビジネスに影響が生じる可能性も！

## 企業で必要な取込みとは・・・

- 社内規定の見直し(基本方針、取扱規定)
- 人事・給与システム等の対応(マイナンバー対応の改修等)
- 安全管理措置(組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御)
- 社員研修・勉強会の実施

## 特定個人情報の安全管理ガイドライン(※システムで対策できる9項目抜粋)

- ① 入退室管理
- ② 機器の盗難対策
- ③ 電子媒体のデータ暗号化・パスワード保護
- ④ データ消去
- ⑤ 情報システムへのアクセスの制御および個人識別
- ⑥ 外部からの不正アクセス防止
- ⑦ ウイルス対策・セキュリティアップデートの実施
- ⑧ システムログ又は利用実績の記録
- ⑨ 情報漏えい等の防止

※特定個人情報保護委員会「(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」抜粋



具体的にどのような対策をすればいいの？

詳しくは裏面をご覧ください。

# システムで対策出来る9項目の具体策

# ～ FICからのご提案 ～

